

事 務 連 絡  
平成22年3月31日

各地方厚生（支）局  
管理栄養士・栄養士養成施設担当者 様

厚生労働省健康局総務課  
生活習慣病対策室 栄養管理係長

栄養士養成施設指導要領に関する疑義について

標記について種々照会をうけていたところですが、今般その取扱いを別紙のとおりとりまとめましたので、十分ご了知の上、遺憾のないようお願いいたします。

なお、本件については、各都道府県衛生主管部（局）管理栄養士・栄養士養成施設担当係長及び社団法人全国栄養士養成施設協会会長宛にも別途事務連絡を送付していることを申し添えます。

(別 紙)

栄養士養成施設指導要領に関する疑義について

1 同時に授業を行う学生又は生徒の数について

(問) 同時に授業を行う学生又は生徒の数は、全ての科目において、申請した40名以下でなければならないのか。

(答) 授業の方法及び施設、設備その他教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる場合は、40名を超える人数で授業を行う場合であっても、差し支えない。

なお、教育効果を十分にあげられるかの判断として、次の3点が必要。

- (1) 教員の声が、全ての学生に聞こえるように配慮されている(マイクやスピーカー等の活用)。
- (2) 黒板等に板書した文字が、全ての学生に見えるように配慮されている(実物投影機やプロジェクター、スクリーン等の活用)。
- (3) 学生から適切な授業体制であると評価されている(自己点検やアンケート調査の実施による客観的評価)。

2 教員要件について

(問) 教員の要件に掲げられている教育研究及び実地指導について、査読付きの学術論文は必要であるか。

(答) 担当する教育内容に関する科目を大学等で修めて卒業した後、5年以上、その担当する教育内容に関する教育研究や実地指導に従事した経験が、通算して5年以上あれば、認められる。従って、必ずしも査読付きの学術論文を有する必要はない。

なお、教育研究及び実地指導に従事した経験を有する者とは、以下のとおりである。

- (1) 教育研究に従事した経験を有する者とは、大学、研究所等に5年以上従事し、担当する教育内容に関する教育研究の業績を有する者をいう。  
具体的には、担当する教育内容に関する教育研究歴を有し、担当する教育内容に関しての査読付きの学術論文、主要学会での活動(学会発表)等の近年の業績を有する者をいう。
- (2) 実地指導に従事した経験を有する者とは、
  - ① 担当する教育内容に関して、5年以上の管理的な立場での実務経験を有する者をいう。(例えば、医療機関の栄養管理室(科)長や行政機関の課(室)長又は補佐級の実務経験など)
  - ② 管理的な立場での実務経験を5年以上有しない場合  
担当する教育内容に関して、5年以上の実務経験を有し、かつ、当該教育内容に関する学会発表等の近年の活動実績を有する者をいう。

※教育研究及び実地指導に従事した経験は、通算することができる。

(参考)

栄養士養成施設指導要領(平成13年9月21日健発第936号)

## 第6 教員に関する事項

6 施行規則別表第一に掲げる教育内容を担当する教員は、その担当する教育内容に関する科目を学校教育法に基づく大学、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校(以下「大学等」という。)において修めた者であつて、当該大学等を卒業した後5年以上、その担当する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有するもの若しくはこれと同等以上の能力があると認められる者又は特殊な分野について教育上の能力があると認められる者であること。

なお、次に掲げる者は「これと同等以上の能力があると認められる者」であること。

- (1) 外国の大学において当該教育内容に関する科目を修めて卒業した後、5年以上の教育研究又は実地指導歴を有する者
- (2) 大学設置審議会において当該教育内容を担当する教授、准教授、講師若しくは助教として適当と認められた者
- (3) 栄養士法施行規則の一部を改正する省令(昭和34年厚生省令第2号)附則第5項の規定に該当する者
- (4) 大学以外の養成施設を卒業した者であつて、管理栄養士の免許を受けた後、5年以上その担当する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有するもの

## 第8 授業に関する事項

2 多数の学生又は生徒を一室に収容して授業を行うことは著しく教育効果の妨げとなるので、同時に授業を行う学生又は生徒の数は、おおむね40人であること。

ただし、授業の方法及び施設、設備その他教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる場合は、この限りでないこと。

なお、おおむね40人とは、40人を超えること10パーセント以内

(40人以下であれば著しく少ない場合であっても差し支えない。)であること。